

## 申請概要

### 1 申請者

- (1) NTT 東日本株式会社（代表取締役社長 澁谷直樹）  
（以下「NTT 東日本」という。）
- (2) NTT 西日本株式会社（代表取締役社長 北村亮太）  
（以下「NTT 西日本」という。）

### 2 申請年月日

- 1 (1) 及び (2) とも、令和 8 年 2 月 27 日（金）

### 3 申請の概要

NTT 東日本及び NTT 西日本が、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定を受けようとするもの

※ 本件申請は、令和 8 年 1 月 30 日付け「第二号基礎的電気通信役務制度における支援区域の指定及び解除並びに第二種適格電気通信事業者の担当支援区域の解除(修正)」により新たに第二号基礎的電気通信役務特別支援区域として指定された 157 の区域に関するもの

### 4 指定の基準

法第 110 条の 3 第 1 項において第二種適格電気通信事業者の指定の基準とされている事項については、それぞれ次のとおり。

- (1) 第二号基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況について、「第二号基礎的電気通信役務収支表」を公表すること。
- ▶ NTT 東日本及び NTT 西日本は、令和 8 年 3 月現在、それぞれ、最新の情報として、令和 6 年度分の第二号基礎的電気通信役務収支表を公表している。

申請者	公表 URL
NTT 東日本	<a href="https://www.ntt-east.co.jp/univs/">https://www.ntt-east.co.jp/univs/</a>
NTT 西日本	<a href="https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/">https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/</a>

(参考:収支状況の概要)

#### ① NTT 東日本

(百万円)

	営業収益	営業費用		営業利益
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用	

FTTH	516,809	359,918	239,514	120,404	156,891
CATV	-	-	-	-	-
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	-	-	-	-	-
合 計	516,809	359,918	239,514	120,404	156,891

## ② NTT 西日本

(百万円)

	営業収益	営業費用		営業利益
		うち設備管 理部門費用	うち設備利 用部門費用	
FTTH	383,797	309,069	197,306	74,727
CATV	-	-	-	-
専用型ワイヤレス 固定ブロードバンド	-	-	-	-
合 計	383,797	309,069	197,306	74,727

(2) 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる特別支援区域について特別支援区域整備・役務提供計画書を作成し、公表していること。

- ▶ NTT 東日本及びNTT 西日本は、申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に含まれる特別支援区域について、それぞれ特別支援区域整備・役務提供計画書を作成し公表している。

申請者	計画書作成区域数	公表 URL
NTT 東日本	91 区域	<a href="https://www.ntt-east.co.jp/univs/">https://www.ntt-east.co.jp/univs/</a>
NTT 西日本	50 区域	<a href="https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/">https://www.ntt-west.co.jp/info/support/univ/</a>

(3) 申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に次のア及びイの条件を満たす一以上の支援区域の全部を含むこと。

ア 当該支援区域が他の第二種適格電気通信事業者の担当支援区域に指定されていないこと。

イ 当該支援区域において申請に係る第二号基礎的電気通信役務を提供するために設置する電気通信回線設備の規模が総務省令で定める規模を超えていること。

- ▶ NTT 東日本及びNTT 西日本の申請に係る第二号基礎的電気通信役務の業務区域の範囲に、上述ア及びイの条件を満たし、よって第二種適格電気通信事業者として指定した場合に担当支援区域として指定することが可能な支援区域が含まれている※。

※ 上記ア及びイの条件を満たし、よって第二種適格電気通信事業者として指定した場合に各申請者の担当支援区域として指定することが可能な区域の一覧は、参考資料を参照（参考資料

は本件諮問の対象外)

【参考資料】 第二種適格電気通信事業者の担当支援区域（特別支援区域）一覧（案）